

Q.

台湾で土産物店を開設することを検討していますが、各種規制や留意点について教えてください。(小売業)

A.

台湾で土産物店を開設し、現地で営業活動を行う場合、現地法人として進出する必要があります。なお、小売業は外国人による投資の規制対象業種となっていないため、日本企業 100%出資による土産物店の設立が可能です。

## 解説

### 1. 各種規制

#### (1) 業種規制

華僑および外国人が台湾に投資を行う際には、「華僑・外国人投資ネガティブリスト」に記載されている規制業種に該当するか否かについて予め確認しておく必要があります。

こちらは信用金庫とそのお取引先向けとさせて頂いております。

ご覧になりたい場合は、お近くの信用金庫（検索は[こちら](#)）までご相談ください。

[続きを読む](#)